

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年五月二十七日から同年六月九日までの間縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
吉川 康人	磯城郡田原本町大字法貴寺一六四一番地	磯城郡田原本町大字法貴寺七四二番一ほか一筆	
辰巳 昭清	生駒郡斑鳩町稲葉車瀬一丁目一二番一五号	生駒郡斑鳩町神南一丁目三一番三ほか五筆	

二 申請年月日

平成二十八年五月二十日